

(2026年3月6日発表)

3月13日「おくやみワンストップサービス」の開始

静岡市は、市内にお住まいの方がお亡くなりになった際に必要となる手続きのうち、11種類をオンラインでまとめて手続きできる「おくやみワンストップサービス」を3月13日(金)から開始します。

【趣旨・背景】

- ・お住まいの方がお亡くなりになった際には、複数の窓口で多くの手続きが必要となり、こうした手続きはご遺族にとって精神的にも時間的にも大きな負担となっています。
- ・このため、各窓口を回ることなく必要な手続きをパソコンやスマートフォンからまとめて行うことができるサービスを導入することで、ご遺族の負担軽減を図ります。
- ・今後は、ワンストップサービスから手続きの対象や内容をさらに拡充し、来庁回数の削減や手続き漏れの防止に取り組むとともに、市民の皆さまに寄り添った行政サービスの充実を図ります。

【サービス概要】

- ・死亡後に必要となる複数の行政手続きについて、一度のオンライン申請で、案内・受付・進捗確認までを「ワンストップ」で行うことができるサービスです。
- ・従来のように課ごと・窓口ごとに手続きを行う必要がなく、必要な手続きの申請から完了確認までをオンライン上で完結することができます。

【利用できる方】

静岡市内でお亡くなりになった方の遺族等(市外にお住いの方、親族以外の方でも利用できます。)

【対象となる手続き(担当課名)】

- ①水道・井戸水使用に関する届出(お客様サービス課)、②簡易水道使用に関する届出(中山間地水道課)、③浄化槽管理者の変更届/④し尿くみ取り廃止・異動届(廃棄物対策課)、⑤図書館利用者登録情報の削除依頼(市立図書館)、⑥農業者年金の死亡関係届(農業委員会事務局)、⑦犬の登録事項変更届(動物愛護センター)、⑧農地を相続したことの届出(農業委員会事務局)、⑨市営納骨堂利用権承継申請/⑩市営墓地利用権承継申請(清水大平山霊園除く)(戸籍管理課)、⑪森林の土地を相続したことの届出(相続した土地が20件まで)(森林経営管理課)

【利用方法】

「静岡市ワンストップポータル」(<https://portal.city-shizuoka.jp/>)にアクセスし、手続きする方のマイナンバーカードで利用者登録を行うことで利用できます。静岡市公式 LINE アカウントからもアクセスできます。(3月13日(金)午前8時30分に公開する予定です。)

【問い合わせ先】

総合政策局 DX推進課(静岡庁舎 11階)、担当者:洪、清、電話:054-221-1341

【別紙資料】

有(「おくやみワンストップサービス」のイメージ)

【別紙】おくやみワンストップサービスのイメージ

※統合データ基盤とは、市民がオンラインで行った申請の情報を各担当課にデータ連携し、手続きをまとめて行えるシステムです。おくやみワンストップサービスでは、一度の入力で関係する各課の手続きが行えるようになります。

